

## 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令案要綱

### 第一 趣旨

一 国立大学及び国立大学に附属して設置される学校の授業料その他の費用に関しては、他の法令に別段の定めがあるもののほか、この省令の定めるところによるものとする。 (第一条関係)

### 第二 授業料、入学料及び検定料の標準額等

一 国立大学及び国立大学に附属して設置される学校 (四に掲げるものを除く。 ) の授業料の年額、入学料及び入学等に係る検定料について標準とする額を定めること並びに盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校及び養護学校の幼稚部の入学等に係る検定料は徴収しないものとする。 (第二条第一項関係)

二 大学設置基準等の規定により計画的な履修を認められた学生の授業料の年額は、当該学生が卒業又は課程を修了するまでに納付する授業料の総額と当該学生以外の学生の授業料の年額に当該大学又は当該大学院の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額との均衡等を考慮して定めるものとする。 (第二条第二項関係)

三 大学の学部の転学、編入学又は再入学に係る検定料について標準とする額を定めること。 (第二条第

三項関係)

四 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校及び養護学校の小学部及び中学部の入学料は徴収しないものとする。こと並びにこれらの学校等の入学等に係る検定料について標準とする額を定めること。(第三条関係)

五 二段階選抜等に係る検定料について標準とする額を定めること。(第四条関係)

第三 授業料等の徴収方法等

一 各年度に係る授業料の徴収は、当該年度において、学期その他の期間に区分して行うことを原則とし、申出があつたときは、一括して徴収することができるものとする。こと。(第五条第一項関係)

二 入学年度に係る授業料について、申出があつたときは、入学年度の前年度において入学を許可するとき、その一部又は全部を徴収することができるものとする。こと。(第五条第二項関係)

三 当該年度における在学期間が十二月に満たない者の授業料は、授業料の年額の十二分の一に相当する額に在学する月数を乗じて得た額を徴収することを原則とすること。(第六条関係)

四 入学料は、入学を許可するとき徴収することを原則とすること。(第七条関係)

五 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収することを原則とすること。

（第八条関係）

#### 第四 寄宿料の標準額等

寄宿舎の寄宿料の月額について標準とする額を定めること及びその徴収は毎月その月分について行うことを原則とし、申出等があつたときは申出等があつた月分を併せて徴収することができるものとする。

（第九条関係）

#### 第五 授業料等の上限額等

国立大学法人は、授業料の年額、入学料、入学等に係る検定料及び寄宿料の月額を定めようとする場合において、特別の事情があるときは、標準とする額にそれぞれ百分の百十を乗じて得た額を超えない範囲内において、これらを定めることができるものとする。 （第十条関係）

#### 第六 経済的負担の軽減のための措置

国立大学法人は、経済的理由によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。 （第十一

条関係)

第七 雑則

大学、大学院又は専修学校に在学する者のうち学生又は生徒以外の者に係る費用及びこの省令に規定する費用以外の費用に関しては、国立大学法人が定めるものとする。 (第十二条関係)

第八 附則

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。 (附則第一条関係)
- 二 その他所要の経過措置を設けること。